鳥羽志勢広域連合　障害者活躍推進計画

機関名	鳥羽志勢広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
鳥羽志勢広域連合における障害者雇用に関する課題	鳥羽志勢広域連合においては、職員総数が３０人程度の小規模な機関であり、その一部は、市町からの派遣職員により構成されていることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 身体障害者の職員が若干名在籍していたこともあったが、これまで個別に柔軟な対応をしてきていることから、障害者に限定した組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	障害がある職員が在籍する場合を想定し、職員の障害者雇用に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	該当者がいる場合は、当該年度採用者の毎年度末における定着状況を把握し、不本意な離職者を生じさせないように努める。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、局内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局等関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している職員面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。」